

一次の手数料の額を新たに定めることとした。(別表関係)

1 旅行業更新登録申請手数料 一万五千元

2 旅行業変更登録申請手数料 九千八百円

二 行政書士試験手数料等五十三件について、地方公共団体手数料令の最高限度額の引き上げ額と同額の引き上げを行うこととした。(別表関係)

三 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

一 出納局の出納員に充てる職を用度課長から審査課長に改めることとした。

(第五条関係)

二 鳥取県立消費生活センターを廢に指定し、その出納員は同センターの次長をもって充てることとした。(別表第一関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

一 東京事務所が保管する自動車の燃料費並びに東京事務所及び大阪事務所に設置する電話並びに総務課が管理する公衆電話の料金の支払に関する事務を鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務から除くこととした。

二 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。
2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

一 会計課から審査係、出納係及び指導決算係を移管して審査課を新設するとともに、用度課を廢止し、用度係として会計課に置くこととした。(第二条関係)

二 審査課の分掌事務を定めるとともに、会計課の分掌事務について、用度係の

事務を加える等所要の改正を行うこととした。(第三条関係)

三 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則

一 道路において工事をしようとする者等が受けなければならない道路の使用の許可の申請に係る手数料の額を一件につき二千三百円(現行 二千円)に引き上げることとした。

二 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十二号

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正)

第一条 鳥取県中小企業設備資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「三分の一」を「二分の一」に改める。

別表貸付金の限度額の欄中「五百万円」を「三千万円」に改め、同表貸付利率の欄

年七・五パーセント以内
年七・五パーセント以内
年七・五パーセント以内
年七・五パーセント以内
年七・五パーセント以内
年七・五パーセント以内
年七・五パーセント以内

市中金利の動向等を
勘案して知事が別に
定める率以内（変動
金利）

を
に改める。

（鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正）

第二条 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則第十号）

の一部を次のように改正する。

第四条中「五分の一」を「二分の一」に改める。

第五条第四号中「年九・五パーセント以内」を「市中金利の動向等を勘案して知事が別に定める率以内（変動金利）」に改める。

附 則

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（別表貸付金の限度額の欄の改正規定を除く。）による改正後の鳥取県中小企業設備資金貸付規則別表の規定及び第二条の規定による改正後の鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則第五条の規定は、この規則の施行の際現に金融機関から資金の貸付けを受けている者が平成八年四月一日から同年九月三十日までの間に当該金融機関と貸付金利の変更に係る契約を締結した貸付け及び施行日以後に新たに受ける資金の貸付けについて適用する。

3 第一条の規定（別表貸付金の限度額の欄の改正規定に限る。）による改正後の鳥取県中小企業設備資金貸付規則別表の規定は、施行日以後に申請のある資金の貸付けについて適用する。

鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十三号

鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門学校規則（昭和四十五年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第五号中「十二月二十九日」を「十二月二十八日」に改める。

第六条中「健康診断書その他の」を削る。

第九条の見出しを「（入校手続）」に改め、同条第一項中「誓約書（様式第二号）」の下に「及び健康診断書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第六条及び第九条の規定は、平成九年度以降の入校の許可の申請者から適用する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「六千六百円」を「六千九百円」に改め、同表第三十八号の三から第三十八号の七までの規定中「三万円」を「三万三千元」に改め、同表第三十八号の八中「四万円」を「四万三千元」に改め、同表第七十八号中「九万七千元」を「十一万円」に改め、同表第七十九号中「九万九千元」を「十万円」に改め、同表第八十号中「七万三千元」を「七万六千元」に改め、同表第八十号の二中「六万六千元」を「六万九千元」に改め、同表第八十号の三中「九万九千元」を「九万五千元」に改め、同表第八十号の四中「八万五千元」を「八万九千元」に改め、同表第八十号の五中「六万五千元」を「六万七千元」に改め、同表第八十号の六中「八万二千元」を「八万七千元」に改め、同表第八十号の七中「七万三千元」を「七万六千元」に改め、同表第八十号の八中「六万七千元」を「七万円」に改め、同表第八十号の九中「九万三千元」を「九万八千元」に改め、同表第八十号の十中「八万六千元」を「八万九千元」に改め、同表第八十号の十一中「六万五千元」を「六万八千元」に改め、同表第八十号の十二中「八万三千元」を「九万円」に改め、同表第八十号の十三中「九万七千元」を「十二万円」に改め、同表第八十号の十四中「九万九千元」を「十一万円」に改め、同表第八十号の十五中「三万三千元」を「三万九千元」に改め、同表第九十五号の二中「七万五千元」を「七万八千元」に改め、同表第九十五号の三及び第九十五号の四中「七千五百円」を「七千八百円」に改め、同表第九十五号の五中「五万六千元」を「五万九千元」に改め、同表第四百十一号の四中「千四百円」を「千六百円」に改め、同表第四百十一号の五中「四千七百円」を「五千四百円」に改め、同表第四百十一号の六及び第四百十一号の七中「千三百円」を「千五百円」に改め、同表第四百十三号の五中「五千九百円」を「六千二百円」に改め、同表第四百十三号の六中「一万円」を「一万二千元」に改め、同表第四百十三号の七中「二千七百円」を「三千四百円」に改め、同表第四百十三号の八中「二千二百円」

を「二千九百円」に改め、同表第四百十三号の九中「三万三千元」を「三万四千元」に、「五千四百円」を「五千七百円」に、「四千六百円」を「四千八百円」に、「三千三百円」を「三千五百円」に、「五千二百円」を「五千四百円」に改め、同表第七十八号の十の次に次の二号を加える。

百七十八の十一 旅行業更新登録申請手数料 一万五千元
百七十八の十二 旅行業変更登録申請手数料 九千八百円

別表第八十九号中「十五万円」を「十六万円」に改め、同表第九十号中「十五万円」を「十七万円」に改め、同表第九十一号から第九十三号の五までの規定中「十五万円」を「十六万円」に改め、同表第九十四号の三中「三万四千元」を「三万六千元」に改め、同表第九十四号の四中「七千元」を「七千五百円」に改め、同表第九十四号の五及び第九十四号の六中「三千五百円」を「四千元」に改め、同表第二百四号中「千五百円」を「千九百円」に改め、同表第二百五号及び第二百七号中「千三百円」を「千七百円」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十五号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「用度課長」を「審査課長」に改める。
 第六十条に見出しとして「帳簿の備付け等」を付し、同条第一項各号を次のよう
 に改める。

- 一 出納長 有価証券保管簿（様式第四十三号）
- 二 出納長及び出納員 現金（証券）領収証書用紙及び現金（証券）引継簿、現金出
 納簿及び有価証券出納簿（様式第四十三号の二）
- 三 分任出納員 現金出納簿
- 四 資金前渡出納員 現金出納簿及び前渡資金出納整理簿（様式第四十四号）
- 五 指定金融機関 郵便振替払込金受払整理簿

別表第一中

鳥取県衛生研究所

総務課長

を

鳥取県衛生研究所

鳥取県立消費生活セ

に改める。

センター	総務課長
次長	

様式目次五の項中「様式第四十三号

有価証券保管簿」を

「様式第四十三号
 様式第四十三号の二

有価証券保管簿
 有価証券出納簿」
 に、「帳簿検査済印」を「検査済印」に改める。

様式第十六号及び様式第二十四号中「殿」を「様」に改め、

聖	氏	香	取
以	下	以	下

印	課	取	審	査
部	長	の	印	を
削	る			

を削る。

様式四十一号中「(第21条関係)」を「(第21条、第160条関係)」に、「(出納長及出納
 員)」を「(出納長及び出納員)」に改める。
 様式第四十三号を次のように改める。

様式第43号 (第160条関係)

有価証券保管簿		取得年月日		担 当 課		割 印
		記号 番号		額面 金額		
種 別	年 月 日	年 月 日	利息等受入 到来年月日	年 月 日	年 月 日	
期 間	年 月 日	年 月 日	返戻年月日	年 月 日	年 月 日	
受 入 年月日	年 月 日	年 月 日	返戻年月日	年 月 日	年 月 日	
記 事						

様式第四十三号の次に次の一様式を加える。

- 備考 1 記事欄には、元金受入れ、利息受入れ等の状況を記入する。
 2 保管完了後は、係員の割印をし、左上角を切り取る。

様式第43号の2 (第160条関係)

有 価 証 券 出 納 簿

(出納長及び出納員)

納付書 番 号	年 月 日	摘 要	受 払	残	納入者住所 氏 名	備 考

備考 この帳簿には、月計及び累計を付する。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十六号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「並びに東京事務所が保管する自動車の燃料費」を削り、同条第四号中「東京事務所及び大阪事務所並びに」及び「並びに総務課が管理する公衆電話」を削る。

附 則

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則第二条第二号及び第四号に掲げる事務で平成七年度の歳入及び歳出に係るものについては、この規則による改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十七号

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局設置規則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のよう

に改正する。

第二条の表会計課の項中「・出納係・審査係・指導決算係」を削り、「電算管理係」の下に「・用度係」を加え、同表用度課の項を次のように改める。

審査課	審査係・出納係・指導決算係
-----	---------------

第三条を次のように改める。

(各課の分掌事務)

第三条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

会計課

- 一 出納長の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - イ 現金の出納（給与に係るものに限る。）に関する事
 - ロ 物品（基金に属する動産を含む。以下同じ。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事
 - ハ 現金（給与に係るものに限る。）及び物品の記録管理に関する事
 - ニ 支出負担行為（給与及び物品に係るものに限る。）に関する確認に関する事
 - ホ 支出官及び歳入徴収官の事務に関する事
- ヘ その他出納長の権限に属する会計事務（給与及び物品に係るものに限る。）に関する事
- 二 知事の権限に属する財務の事務のうち次に掲げるもの
 - イ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二に規定する職員賠償責任に係る事務に関する事
 - ロ 会計（給与及び物品に係るものに限る。）の監督に関する事
 - ハ 収入証紙に関する事
 - ニ 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に関する事
 - ホ 給与の支給手続に関する事

ヘ 財務会計オンラインシステムに関する事

ト 物品の取得、管理及び処分に関する事

チ 競争入札（建設工事及び測量設計に係るものを除く。）に参加する者に必要な資格の決定に関する事

三 各課の予算経理、連絡調整及び庶務に関する事並びにその他他課の所掌に属しない事

審査課

- 一 出納長の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - イ 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納（給与に係るものを除く。）及び保管に関する事
 - ロ 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関する事
 - ハ 現金（給与に係るものを除く。）及び財産（物品を除く。）の記録管理に関する事
 - ニ 支出負担行為（給与及び物品に係るものを除く。）に関する確認に関する事
 - ホ 決算の調整に関する事
 - ヘ 指定金融機関等の検査に関する事
- ト その他出納長の権限に属する会計事務（給与及び物品に係るものを除く。）に関する事
- 二 知事の権限に属する財務の事務のうち次に掲げるもの
 - イ 決算に関する事
 - ロ 会計（給与及び物品に係るものを除く。）の監督に関する事

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 次

鳥取県規則第十八号

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則（昭和三十五年十二月鳥取県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「二千百円」を「二千三百円」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。